

デジタル社会の実現に向けた取組について

九州・山口地域においては、自動車や半導体、精密機械などの基幹的な産業が集積し、ものづくりの伝統がある中で、先端技術を活用し地域課題の解決に挑戦する取組が各地で始まっており、令和2年3月には、「第2期九州創生アクションプラン“JEWELS+”」を策定し、こうした取組をさらに促進しているところである。

こうした中での新型コロナウイルス感染症の拡大は、行政部門をはじめ、我が国全体のデジタル化・オンライン化への取組の遅れを明らかにする一方、テレワークや遠隔医療、遠隔教育など、これまで進まなかった取組が前進する契機ともなった。

今般のコロナ禍で顕在化した様々な課題等を解決し、さらには、国民の意識・行動の変化を社会変革へとつなげ、地方創生にかかる取組を一層高度かつ効率的に推進していくためには、その原動力となるデジタル化を、強力かつスピーディーに進めていく必要がある。

国においては、デジタル社会の実現に向けて、司令塔となるデジタル庁を令和3年9月に創設し、デジタル化の取組を加速することとしているが、都市部のみならず、地方に暮らす全ての住民がデジタル化の恩恵を享受し、豊かに暮らすことのできる社会を築く必要がある。

このため、国においてその基盤整備等を速やかに進めるとともに、地方においても、新たな技術を活用したデジタルトランスフォーメーションを推進し、社会全体のデジタル化を早期に実現できるよう、以下の項目について、適切に対応するよう求める。

1 デジタル・ガバメントの構築

(1) 行政システムの変革

デジタル原則への適合を実現するため、目視・実地監査や定期検査・点検、書面・対面など、アナログ的な規制の見直しを行い、必要な法改正等を速やかに行うとともに、地方自治体における自主的な見直しに向けて、国における見直し作業の情報提供や参考となるマニュアル等の資料の提供を行うこと。

加えて、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的な支援を行うとともに、その維持管理・更新等に対して継続的かつ十分な財政措置を講じること。

デジタル社会の実現に向けた重点計画では、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、令和7年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備するとされている。全ての地方自治体がシステムの移行を円滑かつ確実に実現できるよう、的確な情報提供やきめ細やかなフォローアップに努めること。

特に、移行経費や移行に伴う既存システムの整理に要する経費、自治体独自の業務のための仕様変更等に対する財政的支援を確実にを行うこと。

また、地方自治体の情報システムの標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な処置を行うこと。

加えて、自治体の負担軽減、災害の対応力強化、高品質なデジタルサービスの提供の観点から、データセンターを地方にきめ細かく分散させる等して最適配置に努めること。

(2) オープンデータ化の推進

地域課題に対する新たなイノベーションやソリューションを創出していく上で、行政が所有するデータを民間企業等が有効に利用

できる環境を整えることが重要であることから、国において、機械判読性の強化や形式の統一化など、オープンデータの質の向上を図ること。

さらに、公的機関等で登録・公開され、行政手続におけるワンストップの実現や、様々な分野での活用が予定されている「ベース・レジストリ」については、順次、社会的ニーズや経済効果の高いデータの指定を進め、計画的な整備を実施するとともに、地方におけるオープンデータ化の推進への支援を行うこと。

(3) マイナンバー制度の改善

マイナンバーはデジタル社会における個人認証の共通基盤であることから、国において、制度の意義や、オンライン申請が可能となる行政手続の内容や具体的なメリット、セキュリティ対策等について、様々な広告媒体を活用して国民に分かりやすく、丁寧に説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解促進に向けた取組を強化するとともに、全国民のマイナンバーカード取得につながるよう、本人確認に関する運用の見直し等の交付事務に係る負担軽減の検討や、臨時申請窓口の開設支援の実施等、市町村が実施するカードの交付拡大に向けた取組を支援するなど、取組の強化を図ること。

また、マイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、各種免許証等との一体化など、国民がマイナンバー制度の利便性向上を実感できる取組について、関係機関との適切な連携により、確実な実現を図ること。

(4) サイバーセキュリティ対策の強化

国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウドサービスの導入が進められ、これに伴い地方自治体においてもクラウド化を推進する必要があることから、国において、その前提となるセキュリティ対策を行うとともに、国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。

また、デジタル・ガバメントの構築に向けては、行政手続のオンライン化の拡充による住民サービスの利便性向上や、クラウド化・テレワーク等の推進による業務の効率化のため、庁内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となることから、「地方自治体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、地方自治体が実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

2 新たなイノベーションの創出

地方におけるデジタルトランスフォーメーションの実現・拡大のため、中小企業・小規模事業者のIT導入の加速による業務効率化や、IoTやビッグデータ、AI、ロボット等の先端技術・設備の導入などによる経営革新、生産性向上に向けた支援を充実するほか、ドローンのように飛躍的進化を遂げている技術に係る規制については、安全性を担保しながらビジネス利用が活発化する制度検討を加速すること。

特に、先端技術を活用した付加価値の高い新たな産業の育成や、そのための拠点形成などは、地域課題の解決を図る上で布石となる重要な取組であるため、民間企業や自治体が行う先端技術への挑戦に対する支援を充実すること。

3 デジタル人材の育成・確保

デジタル社会の実現に向けては、デジタル技術を活用して、地域の課題解決や新たな価値を生み出す人材や、システムの連携を担う人材、国民の能力の向上のための教育を担う人材など、専門知識を有する多種多様な人材の育成・確保が必要である。こうした人材については、質・量の両面での不足とともに、都市圏への偏在が課題となっており、国においては、デジタル田園都市国家構想を実現するため、この課題解消に向けた取組を進めるとしている。

人材不足の解消に向けては、専門的なデジタル知識・能力を有し、デジタル実装による地域の課題解決を牽引する「デジタル推進人材」

を、2024年度末までに年間45万人を育成する体制を整え、2026年度までに230万人の育成を目指すこととされ、また、人材の偏在解消に向けては、都市部からの人材還流を促進するための取組を「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」として、集中的に実施するとされた。これを踏まえ、特に地方における人材不足が喫緊の課題となっていることから、こうした取組を速やかに実施し、全国各地におけるデジタル人材の育成・確保を着実に進めること。

また、円滑な人材確保に向けて、新たな人材バンクの創設、国の官民人事交流制度と同様の制度の創設、国のデジタル人材派遣制度における要件緩和等、地方におけるデジタル人材の確保に向けた支援策を講じること。

特に、長期的にも必要とされるデジタル人材を九州・山口で継続的に確保するため、デジタル人材の地域偏在を是正する取組を推進すること。地方大学の情報系学部の定員増といった高等教育機関における人材育成など、様々な手法を用いた取組を早急に行うこと。デジタル人材を育成するには、教える人材の確保も重要であることから、大学における実務家教員等の活用促進など、教育人材の確保にも取り組むこと。複数年度にわたり意欲ある大学等がデジタル人材の育成に取り組むことができるよう、初期投資費（施設・設備費等）や一定期間の継続的な教員の人件費などの支援のための基金を創設すること。

4 光ファイバ網・5G・ローカル5G等のICTインフラ整備

全国どこに居住していても、全ての国民が等しくデジタル社会の恩恵を享受できるよう、都市と地方の「デジタルサービス格差」の解消に向けて、必要とされる全ての地域で光ファイバ網等の情報通信基盤が整備されるよう、支援制度を継続・拡充すること。

特に、九州・山口地域においては、離島や半島、山村等の条件不利地域や民間事業者による整備が見込めない地域を多く抱えていることから、海底光ケーブルの整備や機器更新等による性能の高度化を含めた基盤整備に係る国庫補助事業の拡充に加え、自治体負担分が生じる場合においては十分な財政措置などを講じること。

さらに、災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークの機能が維持されるよう、「国土強靱化の観点」に立って、「光ファイバ網の多重化や地中化」等を促進するための新たな支援制度を創設すること。

また、災害情報や地域情報の発信などで極めて重要な情報インフラである地上デジタル放送共聴施設についても、整備が進んでいる光ファイバ等のブロードバンド基盤を用いた配信サービス等の活用を図るとともに、共聴施設の更新・維持管理に係る支援制度を創設するなど、難視聴地域の負担軽減を図ること。

併せて、「電気通信事業法の一部を改正する法律」の成立により、有線ブロードバンドサービスが基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）に位置付けられ、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための交付金制度が創設されることとなる。ブロードバンドのユニバーサルサービス化について、スケジュールを明確にしたうえで速やかに実施するとともに、その交付金制度の対象に維持管理費だけでなく、設備等の拡充・更新に係る整備費も含めること。制度開始までの間においても光ファイバの未整備地域の解消が滞ることなく進むよう、不採算地域における整備が行われた場合の維持管理費に係る支援制度を新たに設けること。

加えて、公設施設の民間への移行が進まない地域においては、移行が完了するまでの間の運営に対して新たな交付金制度と同等の支援が適用される制度について検討するとともに、自治体が提供するブロードバンドサービスの民間への移行が円滑に進むよう、移行にあたって自治体が公設設備の性能の高度化を伴う更新等を行う際の支援制度などを創設すること。

また、自治体が所有する県域をカバーする光ファイバ網等については、通信基盤の更新に対する新たな支援制度を創設すること。

5Gは、超高速、超低遅延、多数同時接続といった特長を備え、あらゆる「モノ」がインターネットに繋がるIoT社会を実現する上で不可欠なインフラとして期待されており、へき地における遠隔診断、AIを利用した画像解析による製品の検査、建設機械の

遠隔制御など様々な地域・分野において、5Gを活用した具体的な取組が進められている。デジタル田園都市国家構想の実現のためには、都市部のみならず地方部においても、5Gの整備が行われることが重要であることから、全ての地域において地域間の偏りなく、着実に基地局が整備される必要があり、十分な通信品質を確保した上で都市部に遅れることなく、基地局の整備を一気に進められるよう、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じて、その整備促進を図ること。

また、地方におけるローカル5Gの導入が進むよう、特に経営基盤が弱い中小企業等に対して、その導入に向けた計画づくりやネットワーク構築などに対する技術的・財政的支援を拡充すること。

5 誰一人取り残されないデジタルデバイド対策

誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国において、全ての人々が身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備するとともに、多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に利用できるICTリテラシーの向上を支援すること。

また、高齢者等が、身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境作りを推進するため、国の「デジタル活用支援事業」については、地方自治体の意向や地域の実情を踏まえ、特に、携帯電話ショップがない小規模な自治体でもより使いやすい制度とするとともに、携帯電話事業者に自治体の要請に応じた十分な講習機会を確保できるよう働きかけるなど、多くの自治体で活用が図られるよう進めること。また、デジタルに不慣れな方をサポートする「デジタル推進委員」による取組については、効果的な取組になるよう配慮した上で、速やかに全国津々浦々で展開し、デジタル活用の促進を図ること。

さらに、地方自治体が行う独自のデジタルデバイド対策や、UI（ユーザーインターフェース）・UX（ユーザーエクスペリエンス）に配慮した情報発信、AIを活用した行政手続のデジタルサポートなどの先進的な取組等に対して、技術的・財政的支援を

行うこと。

6 教育ICTの推進

デジタル社会においては、1人1台端末が学校教育のスタンダードとなることを踏まえ、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく最適な学びの環境を整備していく必要がある。

このため、GIGAスクール構想の実現に向けて、高等学校及び特別支援学校高等部において、全ての生徒が学校種や学科に適した端末を活用して学べるよう、必要な財政支援を行うほか、学習支援ソフトの導入、機器の保守管理や更新費用等について、必要かつ十分な財政措置を講じること。

さらに、教員のICT活用指導力の向上や適切な端末管理を図るため、希望する学校全てに情報通信技術支援員（ICT支援員）を配置できるよう財政措置を講じるとともに、地方の円滑な事務執行に十分配慮すること。

令和4年11月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞